

国立大学法人筑波技術大学 I R 室規程

平成29年1月26日
規程第1号

最終改正 令和7年5月21日規程第48号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第12条の規定に基づき、I R室に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、I Rとは、Institutional Researchの略称で、教育、研究、社会貢献、人事、財務等に関する大学の活動についてのデータを収集及び分析し、本学における意思決定及び企画立案を支援するための調査研究を総称したものをいう。

(目的)

第3条 I R室は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）の機能強化の推進及び大学経営の改善に資するために必要な調査研究等を行い、もって学長補佐体制の強化を図ることを目的とする。

(業務)

第4条 I R室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学長の意思決定や大学運営に係る総合的な戦略の企画の支援に関すること。
- (2) 大学経営に係るデータの収集、分析及び調査研究に関すること。
- (3) 大学経営に係るデータ分析結果の提供に関すること。
- (4) その他大学におけるI Rの推進に関すること。

2 I R室において個人情報を取扱うに当たっては、国立大学法人筑波技術大学個人情報保護規則を遵守し、利用目的の特定、管理等、その適正な保護に努めなければならない。

(組織)

第5条 I R室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 室員
 - (3) その他学長が必要と認める教職員
- 2 前項第2号の室員として専任の教職員を置くとともに、必要に応じて兼任の教職員を置くことができる。

(室長及び副室長)

第6条 室長は、学長が指名する副学長をもって充て、副室長は、室員のうちから学長が指名する。

- 2 室長は、I R室の業務を総括する。
- 3 副室長は、室長の職務を補佐し、I R室の所掌事項をつかさどるとともに、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 室員は、室長の指示の下、IR室の業務を処理する。

(任期)

第7条 第5条第1項第3号の教職員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の在任期間とする。

(情報収集)

第8条 IR室は、第4条に規定する業務に関して必要とする場合は、当該業務に係る組織に対し保有する情報の提供を求めることができる。

2 教職員及び関係組織は、IR室が行う教育研究等に係る情報の収集に協力するものとする。

(事務)

第9条 IR室に関する事務は、各課の協力を得て大学戦略課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、IR室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月26日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。